

平成 28 年 9 月 30 日

各 位

管理会社名 日興アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード：13084)
代表者名 代表取締役社長 柴田 拓美
問合せ先 ETFセンター 今井 幸英
(TEL. 03-6447-6581)

ETF の名称および投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、上場インデックスファンド新興国債券（バークレイズ Local EM 国債）（証券コード：1566）に係る投資信託名称および投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容および理由

運用目標とするベンチマークの名称が「バークレイズ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」から「ブルームバーグ・バークレイズ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」へ変更となったことに伴い、投資信託名称および投資信託約款の一部に所要の変更を行います。

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙 1 をご参照ください。

2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 平成 28 年 10 月 7 日
変更日 : 平成 28 年 10 月 8 日

3. 変更に関する異議を述べる事が出来る期間及びその方法

今回の投資信託名称および投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条第 1 項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面による決議は行いません。

以 上

別紙 1

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド新興国債券（パークレイズ Local EM 国債） 信託の名称
約款

第21条
第34条
第45条

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|-------------------|--------------------------------------|
| 信託の名称 | 信託の名称 |
| 上場インデックスファンド新興国債券 | 上場インデックスファンド新興国債券（パークレイズ Local EM国債） |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>（運用の基本方針）</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を円換算した対象インデックス（この信託では、「ブルームバーグ・パークレイズ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。</p> <p>2. ～9. (略)</p> | <p>（運用の基本方針）</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を円換算した対象インデックス（この信託では、「パークレイズ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。</p> <p>2. ～9. (同 左)</p> |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(信託事務等の諸費用) 第34条 ① (略)</p> <p>②前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。</p> <p>1. ～10. (略)</p> <p>11. 「ブルームバーグ・バークレイズ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」その他これに類する標章の使用料</p> <p>③～⑤ (略)</p> | <p>(信託事務等の諸費用) 第34条 ① (同 左)</p> <p>②前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。</p> <p>1. ～10. (同 左)</p> <p>11. 「<u>バークレイズ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス</u>」その他これに類する標章の使用料</p> <p>③～⑤ (同 左)</p> |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(信託契約の解約) 第45条 ① (略)</p> <p>②委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。</p> <p>1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合</p> <p>2. <u>ブルームバーグ・バークレイズ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス</u>が廃止された場合</p> <p>3. <u>ブルームバーグ・バークレイズ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス</u>の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第50条第4項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合</p> <p>なお、第1号に掲げる事由について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。</p> <p>③～⑥ (略)</p> | <p>(信託契約の解約) 第45条 ① (同 左)</p> <p>②委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。</p> <p>1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合</p> <p>2. <u>バークレイズ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス</u>が廃止された場合</p> <p>3. <u>バークレイズ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス</u>の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第50条第4項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合</p> <p>なお、第1号に掲げる事由について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。</p> <p>③～⑥ (同 左)</p> |